

福島県国民健康保険運営協議会傍聴要領

(令和2年11月10日一部改正)

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴をする方は、会議の開催予定時刻までに指名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の支持に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますが、会場の広さの制限がございますので、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。

2 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴されるに当たっては、次の事項を守ってください。

- ア 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他の示威のために利用すると認められるものを形態又は着用しないこと。
- ウ 会議における発言に対して批判を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- エ 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- オ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- カ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- キ その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は事務局の指示に従ってください。御不明な点は事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合、及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

4 新型コロナウイルス感染症対策に係る留意事項

- (1) 発熱や風邪の症状がある場合は、傍聴を見合わせるよう御協力ください。
なお、会議室への入室時には、受付にて体温を測定させていただき、37.5℃以上の体温が確認された方については、入室をお断りします。
- (2) 会場入室時は、備え付けの消毒用アルコールにて手指を消毒していただくとともに、審議中のマスクの着用について、御協力ください。